



平成27年 5 月 19 日

各 位

会社名 愛知時計電機株式会社
 代表者名 代表取締役社長 神田 廣一
 (コード番号 7723 東証・名証 第一部)
 問い合わせ先 取締役管理本部長
 杉野 和記
 (TEL. 052-661-5151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月 24 日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 32 条(取締役の責任免除)及び第 42 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 32 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 31 条 (条文省略) 第 32 条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 31 条 (現行どおり) 第 32 条 (取締役の責任免除) (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="277 273 644 304">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="193 333 571 365">第33条～第41条（条文省略）</p> <p data-bbox="193 394 555 425">第42条（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="225 432 772 604">当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="225 629 772 837">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p data-bbox="885 273 1252 304">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="804 333 1209 365">第33条～第41条（現行どおり）</p> <p data-bbox="804 394 1166 459">第42条（監査役の責任免除） （現行どおり）</p> <p data-bbox="836 629 1383 837">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日（予定）

以 上